

A. モデルの構造・条件設定に関する意見とその対応一覧(第2次検討分)

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
1	VFM総論	VFMを精緻化すべきだという議論もあるが、実際は、個別事業の事業化の過程でVFMが出るように作り上げていくしかないのではないか。カスタムメイドなので、汗をかいてやりながら詰めていかざるを得ないし、最後には交渉で決まる部分が多い。理論的に説明をすることは無理である。また、これならばVFMが出るというスタンダードを導き出すことも難しい。	ご指摘のとおり、詳細は個別事業ごとに、実際の事業化の検討の過程でVFMを精緻化するものと考えますが、今回の検討においては、VFM算定に当たっての基本的な考え方を示しました。	
2	VFM総論	PFI方式の判断はあくまでPSCとPFILCCのリスク調整後に行われなければならないものと思います。本件検討は、PSCとPFILCCのリスクに対するリスク調整前のものであり、今後は、既存データの蓄積を行い、そのデータを踏まえてリスクの内容を具体的に明示し定量化したうえでシミュレーションを行うことが課題となるのではないのでしょうか。また、土木工事の場合も、工事毎に条件が異なりすぎて、既存のデータに頼ることも限界があるものと思います。よって、本シミュレーションはあくまでモデルシミュレーションであり、個々の事業におけるVFM算出には個々に条件設定を行うべきことを十分に明言しておく必要があると思います。	ご指摘の通り、より正確なVFM算定を行うためには、リスクの定量化を行い、リスク調整後のVFMを把握することが望ましいと考えております。しかしながら、リスクを定量的に換算する手法がまだ確立したとはいえ、定量化に当たり必要とされる各リスクの実績データの蓄積がない、あるいは換算自体が困難である等、リスク調整に関しては数多くの課題があると認識しております。したがって、今回の検討においては、公共のコストとして顕在化していないリスクの定量化には着手していません。また、そもそも、初期段階でPFIとしてなじむのか、なじまないのかの判断に資するために作成したものです。そのため、土木工事に限らず、いずれの事業についても、実際の事業においては、個別事業に即して、よりきめ細かい検討を行うことが必要です。	
3	VFM総論	P.17「特定事業の選定の段階においては、民間事業者の計画がまだ明らかになっていないことから、公共サービス水準を同一に設定した上でPSCとPFI事業のLCCをそれぞれ算定し、これらと比較することが基本となる。」という内閣府ガイドラインからの引用がある。しかし、PFI事業で早期供用効果が図れるような場合は、サービス水準の向上が図れると言えるのではないと思う。箱モノだと恐らく早期供用効果は出てこないが、国土交通省所管のインフラ案件で、通常、予算制約があるがために建設期間が長期間に及ぶような事業の場合は、こうした効果は見込めるのではないかと。したがって、サービス内容を必ずしも同一に設定する必要はなく、早期供用効果については見込むということには如何か。	VFMガイドラインにおいては、財務的収入・費用の比較によりVFMを把握することを前提としております。従いまして、VFMガイドラインにおいて「公共サービス水準を同一に設定」とするとは、そのサービスの提供の対価として同一の料金設定となる水準のサービスを意味しているかと解されます。従来手法を採用した場合より施設が早期に供用を開始することにより得られる、サービスの対価としての収入及びサービス提供に要する費用の早期支出は、割引率を用いて現在価値に換算することにより、VFM評価に織り込まれることとなります。従いまして、公共サービス水準を同一に設定し、財務的収入・費用比較においては、早期供用開始効果を評価していることになると考えます。また、早期供用開始による財務的収入以外の社会的便益も存在するところではありますが、社会的便益まで対象範囲を拡大したVFMの算定方法はVFMガイドラインの対象とするところではなく、未だ、検討段階にあるものと考えられます。そのため、今回の検討におきましては、早期供用効果としての財務的収入・費用以外の社会的便益については加味していません。	
4	VFMの源泉	従来型とPFI方式の場合では、まったく同じ物が安くなっているわけではなく、施設の規模や仕様を変更させることによりコスト削減がようやく達成する。	仕様発注ではなく、性能発注であることは、VFMの源泉の1つであるのご指摘かと存じます。VFMの源泉については、第1次検討確定版の第2章2.1.2(1)において、整理しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
5	VFMの源泉	質が上がる中で、コストも下がるということならばよいが、そうではないケースも多い。地方自治体によっては、ただで出来るという考え方をされているところもある。性能発注により仕様の縛りが取れ、かつ、DB(デザイン・ビルド)方式ならば、コストの下がる余地もあるだろう。ただし、仕様の縛りが一緒であれば、PFIでやってもコストは下がらない。	VFMの源泉については、第1次検討確定版の第2章2.1.2(1)において、整理しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
6	VFMの源泉	PFIだからといって、それだけでコストが下がるのではなく、コストを切り詰めて5%の削減を達成するのがせいぜいのところである。建設費等の引き下げをおおることのないよう警鐘をならしてほしい。	VFMの源泉については、第1次検討確定版の第2章2.1.2(1)において、整理しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
7	VFMの源泉	いまだにコンサルタントから、何の前提もなく、PFIでやるならばどれくらいのコストで出来るのか(従来型の90%で出来るのか、それとも80%で出来るのか)といった問合せがある。VFMが出る経緯について周知してほしい。	VFMの源泉については、第1次検討確定版の第2章2.1.2(1)において、整理しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
8	VFMの源泉	PFILCCについては、設計から運営まで一貫して行うに当たり、色々と細かい部分を削っていくため、15%くらいは削減することができるのではないか。庁舎のPFIを公共がやりたがらないのは、シンボル性や、施設のグレードが重要となってくるため、外観等の実用的でない部分を削られたくないからであろう。また、公営住宅については、そもそも簡素な施設であるため、VFMは出にくい。学校であれば、最低限の建物を想定し、そこに必要なものを追加するという考えで設計等を行えばある程度の削減が可能となるのだが、それがいい方法なのかどうかは、分からない。さらに、VE提案のPFIでは、キリなくコストを落としていくことになるため、難しい。	VFMの源泉については、第1次検討確定版の第2章2.1.2(1)において、整理しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
9	VFMの源泉	本来ならばランニングコストにおいて民間のノウハウが活かされて効率化が図られるべきであり、初期投資ばかりが削減されるのは疑問である。	VFMの源泉については、第1次検討確定版の第2章2.1.2(1)において、整理しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
10	PSC	公共側のPSCの把握がきちんとできていないのではないかと議論がある。指定管理者制度の活用など、民間への委託範囲が拡大する流れが出てきており、PFIでなくともリスクをきちんと考えていく必要があるだろう。市場化テストの話も出ており、その中で、リスクをも含めて考えたPSCを把握していく必要があるだろう。	リスクを含めたPSCの把握は、今後の課題であると認識しており、第1次検討確定版の第2章2.4に今後の課題として記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
11	PSC	最近の事業では以前ほどVFMが出なくなってきているが、その理由の一つとしては、予定価格がどんどん低くなってきているということがあげられる。PFI事業が始まった頃、PSCを算出する際に公共が参考としている類似施設の参考値は、バブル直後の建物が多く、参考値自体が高かった。それに対し、現時点で可能な値段を民間が出すと安くなり、VFMは25～30%になっていた。しかし、最近では、参考となる新設施設の金額が安くなってきているのに加え、鉄鋼の費用や、燃料費等すべての値段が上がってきている。そのため、今のままのVFMの算定の仕組みでは、VFMが出ないという状況があちこちで出てくるだろうと思われる。	PSCの算定方法の改善が必要であるのご意見かと存じます。一方、VFMが生み出される要因につきましては、第1次検討確定版の第2章2.1.2(1)において、整理しました通り、性能発注等の要因に基づくものと考えておりますので、事業内容に則して効果の大小こそあれ、PSCに対して相応のコストダウン効果が見込めるものと思われまます。	
12	PSC	民間収益施設の事業期間中の入場者は時期に応じて変化する。最初はきれいな施設であるためにたくさん人がくるが、徐々に減り、10年目ぐらいにリニューアルしてまた増えるといったように動く傾向がある。弊事で収益のある施設の導入可能性調査を実施する場合には、VFMから収益は除き、サービス購入型として収益は公共に入るものとして計算している。PSCについては必要経費が事業期間中に分割して発生していると思う。実際に20年の収入予測は難しい。サービスの質や収入を完全に同じ前提にしてPSCとPFILCCを見ているというのはあくまで説明用で現実とは違う。	本書においては、第2次検討として選定した対象事業について、一定の仮定条件を設けて、VFMの試算を実施し、PFIとして馴染むか否かの検討を行ったものです。記述内容は、絶対的、固定的な内容ではありません。	
13	PSC	VFM算定におけるPSCの算出根拠については、民間事業者はあまり関係なく、PFI(LCC)の設定からどの位まで提案力を高めるかがポイントとなる。	頂きましたご意見は、参考とさせていただきます。	
14	対象事業	対象とした8つの事業は、現在は収入の種類によって分類されているが、事業の特性によっても類型化できるのではないかと。大規模グリーン・リサイクル事業(木質バイオマス発電)と下水汚泥消化ガス発電事業は技術が固定化されているわけではないものとして分類できるし、市街地再開発事業における仮設店舗整備事業と電線共同溝整備事業は期間が短く、規模も小さいという要素を持ち合わせた事業である。また、河川マリーナ事業、都市公園における有料運動施設事業、旅客ターミナル施設整備事業は、付帯事業ないし第Ⅱ類型を付帯させた事業である。	ご指摘の通り、対象8事業は、その特性に応じた類型化も可能です。今回の検討にあたっては、収入の種類により分類分けを行いました。	
15	事業類型	第Ⅱ類型として成り立つならば、民営化が適切なのではないかと。	今回の対象事業には、第Ⅱ類型として成立する事業は含まれておりません。	
16	事業類型	P.12の事業に関する類型の書き振りが気になる。例えば、P.12では第Ⅱ類型として温浴施設と河川マリーナがあげられているが、P.14では第Ⅱ類型だけの事業はないと書いてある。P.12の表と「民間事業者の収入の種類及び事業性格(PFI事業か付帯事業か)に基づき整理」したという記述を見ると、温浴施設と河川マリーナは第Ⅱ類型でしか実施できないと自治体の人は思うのではないかと。例えば、温浴施設を建設部分のサービス購入型、維持管理運営部分を料金収入による独立採算型という形で上下分離を行い実施することも考えられる。現実的にすべて独立採算で成り立つ事業であれば民間事業者が実施しているはずなので、PFI事業として完全独立採算というのはいらないのではないかと。それができれば民営化できる。また、実際の事業においては、上下分離をして、建築は事業範囲としても運営は事業範囲としない方がVFMが出るものがほとんどだと思う。	今回の対象事業には、第Ⅱ類型単独事業に該当する事業は含まれておりません。P.12記載のマリーナ事業及び温浴施設等事業に関しては、河川マリーナ事業は第Ⅰ類型事業+第Ⅱ類型事業の複合事業であり、そのうちマリーナ事業は第Ⅱ類型事業であること、都市公園における有料運動施設事業は第Ⅲ類型事業+第Ⅱ類型事業の複合事業であり、そのうち温浴施設等事業は第Ⅱ類型事業であることを示したものです。なお、事業スキームは、今回の検討に当たり、ある仮定を置いたものであり、これらが絶対的、固定的な内容ではないことを補足しました。	
17	前提条件の設定(補助金)	第2章 VFMの把握とシミュレーションモデル(補助金の導入時期) 補助金の導入年度により、PIRR並びにEIRRに影響が及ぶと思慮される。	補助金は、建設期間の最終年度に一括して計上しています。	
18	前提条件の設定(補助金)	P.30において、建設期間が複数年になる事業における補助金の交付形態についてご教示頂きたい。建設期間の毎年度に計上しているのか、それとも、建設期間の最終年次一括して計上しているのか。	補助金は、簡便化のため、建設期間の最終年度に一括して計上しています。	
19	前提条件の設定(補助金)	P.30の補助金の考え方について、補助金が支給されるまでの一時借入等の金利分を計上しない理由をご教示頂きたい。	モデルの簡便化のため、省略しております。	
20	前提条件の設定(補助金)	P.30の補助金に関連して、民間事業者が国から直接補助を受ける事業においては、国庫補助金が全額課税対象となり圧縮記帳を採用するケースも発生すると思われる。PFI事業における圧縮記帳の考え方について整理しておく必要があると考える。	国庫補助金の圧縮記帳は税法において認められた処理であり、PFI事業においても適用されるものと考えております。本件モデルにおいても実質的に圧縮記帳と同様の処理を行っておりますが、実際の事業においては、圧縮記帳適用の可否は税務当局の個別判断となることにご留意ください。	

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
21	前提条件の設定 (補助金)	補助金がいつ、どんな形態で入るかというのは、非常に重要である。省庁によってPFI導入時の補助金交付に関する対応が違うので、国土交通省所管事業における整理を記載した方がよいのではないか。あるいは、各事業についての取扱いを個々に記載するのではなく、参照先を書くこともよいと考える。	本検討においては、算定の対象とされた事業の事業主体(国、県、市町村等)と事業種別によって、現行の補助制度に定められた補助率分の支給がなされるものと仮定して算定を行いました。補助金の交付形態等については、事業種別や事業形態等に応じて異なるため、実際の事業化の検討に当たっては、国土交通省各補助金担当部局にお問合せください。	
22	前提条件の設定 (納税)	民間事業者が支払う税金は最終的には公共側が負担し、公共側に戻るという不自然な結果につながります。PFI事業に対する税務上の特例導入をご検討頂きたいと考えます。	第1次検討確定版の「今後の課題」において記述しております。第2次検討は、第1次検討の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
23	前提条件の設定 (開業費)	第2章 VFMの把握とシミュレーションモデル(SPCの開業費について(P.28)) SPCの開業にあたっては、弁護士費用、会計士費用、会社設立費用、金融機関のアップフロントフィー等の固定費がかかります。試算の精度を向上させるためには、上記費用を民間事業者のコストとして見込んでおく必要があると考えます。	各事業において、従来方式、PFI方式とも詳細な開業費の把握はデータの制約から困難なため、今回の試算においては計上していません。本書においては、事業規模によっては開業費がVFM算定に影響を与える可能性もあるので、実際の事業の検討にあたっては可能な限り把握、設定するよう、説明をしております。	
24	前提条件の設定 (開業費)	PSCに開業費が入っている(P.28)ののだが、これは入札等に掛かる経費、すなわち公共側の内部コストということか？そうであれば開業費という言葉は適切ではなく、公共側の内部コストと見るべきではないか。公共の内部コストはPSCでもPFI LCCでも同じように掛かるという前提に立って計上していない。なお、民間の開業費については、建設費の何%、あるいは5,000万円など事業の規模に応じて様々だが、こういった数字が事業規模によってはかなり効いてくることになるので計算に含めるべきではないか。	PSCにおける開業費は、設計、建設、維持管理の各段階で積算、入札、変更設計等の作業を行うための必要経費です。各事業において、従来方式、PFI方式とも詳細な開業費の把握はデータの制約から困難なため、今回の試算においては計上していません。本書においては、事業規模によっては開業費がVFM算定に影響を与える可能性もあるので、実際の事業の検討にあたっては可能な限り把握、設定するよう、説明をしております。	
25	前提条件の設定 (開業費)	P.30の開業費について、公共部門と同様に、民間事業者の開業準備費も相当な額に上る。民間事業者の開業費も一切計上されていないのか。計上していない場合には、計上すべき費用の項目や計上する際の留意点などを記載する必要があると考える。	ここでの開業費は、PFI方式の公共側と民間事業者側双方の開業費を指しています。各事業において、従来方式、PFI方式とも詳細な開業費の把握はデータの制約から困難なため、今回の試算においては計上していません。本書においては、事業規模によっては開業費がVFM算定に影響を与える可能性もあるので、実際の事業の検討にあたっては可能な限り把握、設定するよう、説明をしております。なお、計上すべき費用の項目や計上する際の留意点については、追記しました。	第2章 2.6.2
26	前提条件の設定 (開業費)	P.30でPFILCCの開業費に(入札等事業化事前費用)と入っているが、この注意書きは削除したほうがいいのではないかと。公共の開業費なのか民間の開業費なのか見えにくく、混乱すると思われる。公共側の入札前に掛かる費用はともかくとして、民間側の入札前の費用については算定に含めないことが多いし、SPC設立等に掛かる費用は、IRRで株主に返していくべき部分と考える。	ここでの開業費は、PFI方式の公共側と民間事業者側双方の開業費を指しています。各事業において、従来方式、PFI方式とも詳細な開業費の把握はデータの制約から困難なため、今回の試算においては計上していません。本書においては、事業規模によっては開業費がVFM算定に影響を与える可能性もあるので、実際の事業の検討にあたっては可能な限り把握、設定するよう、説明をしております。	
27	前提条件の設定 (開業費)	P.30にあるように開業費を計上していないが、事業規模によっては開業費がVFMに大きな影響を及ぼす。計上すべき費用の項目や計上する際の留意点などを記載する必要があると考える。	各事業において、従来方式、PFI方式とも詳細な開業費の把握はデータの制約から困難なため、今回の試算においては計上していません。本書においては、事業規模によっては開業費がVFM算定に影響を与える可能性もあるので、実際の事業の検討にあたっては可能な限り把握、設定するよう、説明をしております。なお、計上すべき費用の項目や計上する際の留意点については、追記しました。	第2章 2.6.2
28	前提条件の設定 (開業費)	PFILCCにおいて、民間事業者の開業費を計上していないとのことだが、実際は、弁護士費用、ファイナンスアレンジメント等にかかりの費用が掛かる。	各事業において、従来方式、PFI方式とも詳細な開業費の把握はデータの制約から困難なため、今回の試算においては計上していません。本書においては、事業規模によっては開業費がVFM算定に影響を与える可能性もあるので、実際の事業の検討にあたっては可能な限り把握、設定するよう、説明をしております。	
29	前提条件の設定 (開業費)	事業規模によっては諸経費を含めることでVFMが出ない場合も想定されるが、建設費5億円ぐらいを境に逆転するのではないかと。例えば、開業費の中では金融手数料などが大きく、融資金額に応じて変化するものの、2,000万円程度のみまった費用が発生する。本シミュレーションにおいて計上しないとしても、その部分の説明があつてしかるべきではないか。	各事業において、従来方式、PFI方式とも詳細な開業費の把握はデータの制約から困難なため、今回の試算においては計上していません。本書においては、事業規模によっては開業費がVFM算定に影響を与える可能性もあるので、実際の事業の検討にあたっては可能な限り把握、設定するよう、説明をしております。	
30	前提条件の設定 (不動産取得税、登録免許税)	不動産取得税や登録免許税は省略しているのか。登録免許税は国税だから良いと思うが、不動産取得税は入れるべきではないか。	BOT方式、BOO方式については、VFM算定において不動産取得税及び登録免許税を計上しています。その点、前提条件の設定において、記述を追加しました。	第2章 2.6.2
31	前提条件の設定 (維持管理・運営費等)	P.31でSPCのマネジメント費用を入れていないということだが、本来は、一定の費用は掛かっている。例えば、ペーパーカンパニーのような形でも300万円/年程度はかかるのではないかと。ただし、実際に資本金に対する利回りで事業性を見ていれば大丈夫かもしれない。	各事業において、詳細なマネジメント費用の把握はデータの制約から困難なため、今回の試算においては計上していません。本書においては、事業規模によってはSPCのマネジメント費用がVFM算定に影響を与える可能性もあるので、実際の事業の検討にあたっては可能な限り把握、設定するよう、記述を追加しました。	第2章 2.6.2

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
32	前提条件の設定 (維持管理・ 運営費等)	P.31のマネジメント業務費用について、計上した事例などがあればご教示頂きたい。	これまでのPFI案件におけるSPCのマネジメント費用については、公表の有無は各地方自治体の判断によるものであり、これらをとりとめたデータはありません。	
33	前提条件の設定 (維持管理・ 運営費等)	大規模修繕の考え方をご教示願いたい。何年後かに一括で支払うのではなく、積み立てで支払うスキームでは、税金を取られる等問題があると思われる。	今回の対象事業においては、基本的に大規模修繕は公共が独自に行う想定とし、大規模修繕を見込んでおりません。	
34	前提条件の設定 (利用料収入)	第3章 個別事業算定結果 (独立採算について) 試算の精度を向上させるために、独立採算収入の設定方法を明確にする必要があると思慮されます。	算定の対象とされた事業において、どの程度の利用料収入を見込むことができるかについては、事業ごとに当該事業の特性に応じて異なるものです。民間事業者にヒアリング等を行うことにより、当該収入が把握されるものであり、その過程を経ずに公共が一方的に定めることはできません。一部の事業では感度分析の対象としておりますが、あくまで例示としてお示しております。	
35	前提条件の設定 (利用料収入)	事業によっては民間が実施することで経費が下がり、したがって利用料金が下がることも想定できるか。	今回の試算においては、利用料金は同じと仮定して財政支出の削減をもってVFMが出ていると判断したものです。ご指摘のように、サービスの質と財政支出が同じであるとの仮定の下で利用料金が下がればVFMが出たとみなす考え方もあろうかと存じます。	
36	前提条件の設定 (土地賃借料)	このシミュレーションの独立採算事業部分の土地賃借料はどのように設定しているのか。土地賃借料を取っていないのではないか。土地賃借料が計算に入っていないならば事業者の利益部分でもっと高い数字が必要になる。	今回の対象事業のうち、都市公園における有料運動施設事業、旅客ターミナル整備事業の独立採算事業部分においては、土地賃借料を徴収しております。その点、前提条件の設定において、記述を追加しました。	第2章 2.6.2
37	前提条件の設定 (土地賃借料)	独立採算事業の場合には、民間事業者に土地を有償で貸し付けるケースも存在する。土地の貸付料の考え方について記載する必要があると考える。	今回の対象事業のうち、都市公園における有料運動施設事業、旅客ターミナル整備事業の独立採算事業部分においては、土地賃借料を徴収しております。その点、前提条件の設定において、記述を追加しました。	第2章 2.6.2
38	前提条件の設定 (金利設定)	金利をリスクに応じて3段階に分けて設定するという方法は融資サイドになじむ考え方である。	金利は、債務者が負担する事業リスクに応じて定まるものと存じます。従いまして、事業の内容に応じて設定するべきですが、簡易モデルとして3段階の設定にとどめたところです。しかしながら、どの程度の金利を設定するかは、その時々々の金融環境により変化し得るもので、固定的、絶対的な基準ではありません。金利設定の考え方及びリスクプライシングの考え方は、第1次検討確定版の第2章2.3.3(7)及び補論1.1に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
39	前提条件の設定 (金利設定)	今回の検討においては、金利でリスク調整をしているそうだが、基準金利に上乗せするスプレッドは、最近、40bpなどと低く設定されているケースがあり、これはあまりにも低すぎるので、今後は、1～2%に収斂されてくるだろう。スプレッドが3%代に入ると、ほとんどエクイティの利率と変わらない。3～4%だとリスクが高く、融資ができない場合がある。また、金利がいくら高くついても、10年以内でお願いすることはある。	金利は、債務者が負担する事業リスクに応じて定まるものと存じます。従いまして、事業の内容に応じて設定するべきですが、簡易モデルとして3段階の設定にとどめたところです。しかしながら、どの程度の金利を設定するかは、その時々々の金融環境により変化し得るもので、固定的、絶対的な基準ではありません。金利設定の考え方及びリスクプライシングの考え方は、第1次検討確定版の第2章2.3.3(7)及び補論1.1に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
40	前提条件の設定 (金利設定)	スプレッドは最大+200bpを設定しているが、最小では+60～80bpもありえるのではないかと。	金利は、債務者が負担する事業リスクに応じて定まるものと存じます。従いまして、事業の内容に応じて設定するべきですが、簡易モデルとして3段階の設定にとどめたところです。しかしながら、どの程度の金利を設定するかは、その時々々の金融環境により変化し得るもので、固定的、絶対的な基準ではありません。金利設定の考え方及びリスクプライシングの考え方は、第1次検討確定版の第2章2.3.3(7)及び補論1.1に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
41	前提条件の設定 (金利設定)	民間金利+1.0、+1.5、+2.0と3段階に設定しているが、実際にはもう少し幅があるかと思う。また、例えば民間金利+1.0に該当する事業というのはどのような事業なのかといったことが書けないか。	金利は、債務者が負担する事業リスクに応じて定まるものと存じます。従いまして、事業の内容に応じて設定するべきですが、簡易モデルとして3段階の設定にとどめたところです。しかしながら、どの程度の金利を設定するかは、その時々々の金融環境により変化し得るもので、固定的、絶対的な基準ではありません。金利設定の考え方及びリスクプライシングの考え方は、第1次検討確定版の第2章2.3.3(7)及び補論1.1に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
42	前提条件の設定 (金利設定)	基準金利を3%と設定しているのは納得できるのが、いきなり+1%から50bp刻みで上がっていること、+1%部分の考え方について理由を明示して欲しい。日銀が毎月統計を発表している民間銀行貸出金利統計を見ていると現在は上乗せ0.7%ぐらいで推移している。したがって、事業のリスクや構成企業の与信能力が高ければ基準金利+0.5%ぐらいで借入が可能ではないかと思う。	金利は、債務者が負担する事業リスクに応じて定まるものと存じます。従いまして、事業の内容に応じて設定するべきであります。簡易モデルとして3段階の設定にとどめたところであります。しかしながら、どの程度の金利を設定するかは、その時々々の金融環境により変化し得るもので、固定的、絶対的な基準ではありません。金利設定の考え方及びリスクプライシングの考え方は、第1次検討確定版の第2章2.3.3(7)及び補論1.に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
43	前提条件の設定 (金利設定)	地方自治体の方は、よく分からないがゆえに、金利の置き方の限界について理解が浅い。金利はストラクチャーによっても違い、事業によっても違う。こうしたことをしつこく書いてほしい。たまに分かりやすくするために概要版を作成し、そこでは留意事項が取れて結論だけが先走りするということがある。作成するすべての書類に漏れなく記載するようにしてほしい。	金利は、債務者が負担する事業リスクに応じて定まるものと存じます。従いまして、事業の内容に応じて設定するべきであります。簡易モデルとして3段階の設定にとどめたところであります。しかしながら、どの程度の金利を設定するかは、その時々々の金融環境により変化し得るもので、固定的、絶対的な基準ではありません。金利設定の考え方及びリスクプライシングの考え方は、第1次検討確定版の第2章2.3.3(7)及び補論1.に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
44	前提条件の設定 (金利設定)	具体的な事業のVFM算出で、高い金利が設定されることは事業者として好ましいと考えます。参考として現状の事業の提案する基準金利は、市場金利が低水準であるために、10年もので200bp、5年もので100bp程度と思われ、300bpとするこの仮定はかなり高い水準と思われ。またスプレッドを1.0としていますが、実際にはスワップ費用を0.3程度積み上げ、130bpと仮定の方が現実的ではないかと思われ。さらに、リスクの高低による金利への影響は、金融機関の考え方にもよりますが、通常、Debt(優先融資) ratioを増減することで、Debt金利に影響させないよう微小に押さえ込んでいます。また、出資金(劣後、資本金)の金利、配当は、提案の評価を高めるために、リスクに関係なく低くかつ一定に抑えているのが現実でしょう。VFM算定で市場の動きを反映し、かつ、金利に大きく左右されるSWAP期間を考慮しながら、事業者提案の数字と乖離(低すぎる)しないよう願います。	金利は、債務者が負担する事業リスクに応じて定まるものと存じます。従いまして、事業の内容に応じて設定するべきであります。簡易モデルとして3段階の設定にとどめたところであります。しかしながら、どの程度の金利を設定するかは、その時々々の金融環境により変化し得るもので、固定的、絶対的な基準ではありません。金利設定の考え方及びリスクプライシングの考え方は、第1次検討確定版の第2章2.3.3(7)及び補論1.に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
45	前提条件の設定 (金利設定)	第3章 個別事業算定結果 (事業主体の与信について) 事業主体が市町村となる場合には、国が事業主体となる場合よりも借入金利が高くなることを考慮する必要があるかもしれません。	ご指摘の通り、発注者によってもリスク評価は変わる可能性があります。金利設定の考え方及びリスクプライシングの考え方は、第1次検討確定版の第2章2.3.3(7)及び補論1.に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
46	前提条件の設定 (金利設定)	リスクが異なるはずなのに、地方債の金利も民間借入の基準金利も同じ3%というのは、通常の景気状況を考えて違和感がある。地方債は2.940%、3.054%の近似値を採用したとのことだが、そのまま10bpの差をつけておいた方がよいのではないか。	モデルの簡便化のため、近似値を採用いたしました。	
47	前提条件の設定 (金利設定)	基準金利を平成4～13年の平均値により3%にしているとのことだが、データとして古いのではないか。直近10年の平均であれば2%前半に推移していると思う。起債金利の動きは景気の動向に対してゆるやかだが、基準金利は景気の動向に鋭く反応する。したがって、新しいデータを採用することが望ましいと考える。	今年計画中の事業ということならば、今年のコリを用いるという選択肢もあつと存じます。しかしながら、検討対象事例は事業開始時期が異なりますし、計画段階での検討の場合は、中長期の官民の金利差を前提とした検討が重要であると考え、過去10年間の地方債金利、民間金利を平均した数値を用いています。また、借り換えがある場合は、それも踏まえた形にする方が精緻ではありますが、借換時点(例えば10年後)の合理的な金利予測が不可能であるため、過去10年平均の数値をそのまま使用しております。この点は、第1次検討確定版の第2章補論1.(2)に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
48	前提条件の設定 (金利設定)	P.29の金利(起債)について、過去10年間(平成4年度から平成13年度)の平均値を採用する理由をご教示頂きたい。	今年計画中の事業ということならば、今年のコリを用いるという選択肢もあつと存じます。しかしながら、検討対象事例は事業開始時期が異なりますし、計画段階での検討の場合は、中長期の官民の金利差を前提とした検討が重要であると考え、過去10年間の地方債金利、民間金利を平均した数値を用いています。また、借り換えがある場合は、それも踏まえた形にする方が精緻ではありますが、借換時点(例えば10年後)の合理的な金利予測が不可能であるため、過去10年平均の数値をそのまま使用しております。この点は、第1次検討確定版の第2章補論1.(2)に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
49	前提条件の設定 (金利設定)	P.33の民間借入における金利について、過去10年間(平成4年度から平成13年度)の平均値を採用する理由をご教示頂きたい。	今年計画中の事業ということならば、今年の金利を用いるという選択肢もあると存じます。しかしながら、検討対象事例は事業開始時期が異なりますし、計画段階での検討の場合は、中長期の官民の金利差を前提とした検討が重要であると考え、過去10年間の地方債金利、民間金利を平均した数値を用いています。また、借り換えがある場合は、それも踏まえた形にする方が精緻ではありますが、借換時点(例えば10年後)の合理的な金利予測が不可能であるため、過去10年平均の数値をそのまま使用しております。この点は、第1次検討確定版の第2章補論1.(2)に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
50	前提条件の設定 (金利設定)	資料としてよくまとまっているだけに、根拠をしっかりと書いてほしい。例えば、地方債金利に過去10年間の地方債平均金利の数値を使用しているということならば、その年の金利を使用するという考えではなく、なぜ過去10年を使用したのかといった点等。	今年計画中の事業ということならば、今年の金利を用いるという選択肢もあると存じます。しかしながら、検討対象事例は事業開始時期が異なりますし、計画段階での検討の場合は、中長期の官民の金利差を前提とした検討が重要であると考え、過去10年間の地方債金利、民間金利を平均した数値を用いています。また、借り換えがある場合は、それも踏まえた形にする方が精緻ではありますが、借換時点(例えば10年後)の合理的な金利予測が不可能であるため、過去10年平均の数値をそのまま使用しております。この点は、第1次検討確定版の第2章補論1.(2)に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
51	前提条件の設定 (金利設定)	P.29に起債金利は3%とあるが、なぜ3%なのか。過去10年間(平成4年度～平成13年度)の地方債(10年物)の平均利率の近似値とあるが、なぜ地方債なのか、なぜ10年なのかといった背景にある考え方が書かれておらず、これでは応用が効かない。	今年計画中の事業ということならば、今年の金利を用いるという選択肢もあると存じます。しかしながら、検討対象事例は事業開始時期が異なりますし、計画段階での検討の場合は、中長期の官民の金利差を前提とした検討が重要であると考え、過去10年間の地方債金利、民間金利を平均した数値を用いています。また、借り換えがある場合は、それも踏まえた形にする方が精緻ではありますが、借換時点(例えば10年後)の合理的な金利予測が不可能であるため、過去10年平均の数値をそのまま使用しております。この点は、第1次検討確定版の第2章補論1.(2)に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
52	前提条件の設定 (金利設定)	P.29において、割引率が地方債金利を上回っている点は留意が必要と記されているが、何をどのように留意すべきなのかご教示頂きたい。	地方債金利などの金利水準は、事業期間や事業内容、その時々々の金融状況に応じて個別具体的に基準を設定し、検討する必要があると考えます。今回設定した金利水準が固定的、絶対的な基準ではないことにご留意ください。なお、割引率は、国債(10年もの)及び地方債(10年もの)の実質利回りの平均を参考に定めている「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一運用指針(平成11年3月旧建設省)」と整合性を採っております。	
53	前提条件の設定 (割引率)	割引率を4%とするのは現実的ではないのではないかと。	国債(10年もの)及び地方債(10年もの)の実質利回りの平均を参考に定めている「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一運用指針(平成11年3月旧建設省)」と整合性を取っておりますので、指針が4%である限りにおいて、本モデルにおいても4%を使用する予定です。	
54	前提条件の設定 (割引率)	割引率が起債金利よりも高い。その点を留意事項として記載しておくことが必要ではないか。また、割引率を4%と設定していることについても、3%、4%なのかといったことは問題ではないが、その背景にある考え方を明記すべきである。	国債(10年もの)及び地方債(10年もの)の実質利回りの平均を参考に定めている「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一運用指針(平成11年3月旧建設省)」と整合性を取っておりますので、指針が4%である限りにおいて、本モデルにおいても4%を使用する予定です。	
55	前提条件の設定 (割引率)	現在価値化する際の割引率として4%を採用されているが、事業期間や世の中の景気に応じて、より適切な数値を採用した方がPFI事業の適否をより正確に判断できると考える。割引率として、どの数値を採用すべきか、より詳細な説明があると参考になる。	国債(10年もの)及び地方債(10年もの)の実質利回りの平均を参考に定めている「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一運用指針(平成11年3月旧建設省)」と整合性を取っておりますので、指針が4%である限りにおいて、本モデルにおいても4%を使用する予定です。	
56	前提条件の設定 (割引率)	P.35に割引率は、「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一運用指針(平成11年3月旧建設省)」が改定されるまでは見直さない旨が記されているが、次回の改訂年次の見込みについてご教示頂きたい。	国債(10年もの)及び地方債(10年もの)の実質利回りの平均を参考に定めている「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一運用指針(平成11年3月旧建設省)」と整合性を取っております。本指針が改定された場合は、その結果に合わせて、割引率を見直します(改定見込みは未定)。	
57	前提条件の設定 (資本金比率)	違約金については事業によって運営費の1割であったり施設整備費の特定の割合であったりしますが、その扱いによってはVFMが変わってくる。民間にリスクを取らせれば民間はリスクを金銭化するので、コストが増大する可能性があることを注意書きして欲しい。	ご指摘の通り、違約金の額の多寡により、必要とされる資本金額等が変動する可能性があり、VFM算定への影響があることが考えられます。この点は、第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)に記載しております。	

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
58	前提条件の設定 (資本金比率)	今回のモデルでは、資本金比率は10%となっている。これはインベスターと銀行の関係にもよるが、出資と融資の比率は、3:7というケースもある。	ご指摘の通り、資本金額をどのように設定することが合理的かは事業内容により異なり、一律に適正規模を算出することは困難であると存じます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	
59	前提条件の設定 (資本金比率)	資本金については、リスクが大きくなるに従い、資本金の割合も大きくすれば、より実態に近づくのではないかと。	ご指摘の通り、資本金額をどのように設定することが合理的かは事業内容により異なり、一律に適正規模を算出することは困難であると存じます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	
60	前提条件の設定 (資本金比率)	個別事業の検討において、債務の割合を決める際には、立地条件の良し悪しといったファクターは加味していないのか。	ご指摘の通り、資本金額をどのように設定することが合理的かは事業内容により異なり、一律に適正規模を算出することは困難であると存じます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	
61	前提条件の設定 (資本金比率)	安定的に収益性のある事業の場合は、エクイティマネーを下げ、提案価格がなるべく下がるようにしている。ただ、収益の変動性が高い事業の場合はそれはできない。このように、事業性によって前提条件は変わってくると思う。そこまで本検討において反映できるようにすると民間事業者にとっては納得できるものになる(現状、現実との乖離が出ている)。	ご指摘の通り、資本金額をどのように設定することが合理的かは事業内容により異なり、一律に適正規模を算出することは困難であると存じます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	
62	前提条件の設定 (資本金比率)	リスクとリターンを総合的に勘案して、資金調達の方法を変えている。運営重視のPFIでは、この辺りが重要となってくる。	ご指摘の通り、資本金額をどのように設定することが合理的かは事業内容により異なり、一律に適正規模を算出することは困難であると存じます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	
63	前提条件の設定 (資本金比率)	PFI方式にて行う場合の民間事業者の資本金比率(P.35)は事業により変動はあり得ると書いた方がよい。	ご指摘の通り、資本金額をどのように設定することが合理的かは事業内容により異なり、一律に適正規模を算出することは困難であると存じます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	
64	前提条件の設定 (資本金比率)	資本金を積み積むほどコストアップ要因とはなるが、継続的・安定的なサービス提供には資することになる。こういったことも書いてもらえればと思う。	ご指摘の通り、資本金額をどのように設定することが合理的かは事業内容により異なり、一律に適正規模を算出することは困難であると存じます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
65	前提条件の設定 (資本金比率)	P.35の2.6.3に、「PFI方式にて行う場合の民間事業者の資本金比率」は資金需要の10%とあるが、今回対象とした事業は収入変動がある事業ばかりであるので、2割、3割とした方が望ましいのではないかと。一方で、独立採算であるがゆえに出資比率が高いかという、そうでない例もある。渋滞解消を目的として造られた英国ダートフォード橋の出資金は、需要変動リスクがほとんどないとして約20万円程度であった。トラックレコードはなかったのだが、採算にのると明らかに分かっていたため、レバレッジを効かせる方策をとったようだ。	ご指摘の通り、資本金額をどのように設定することが合理的かは事業内容により異なり、一律に適正規模を算出することは困難であると存じます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	
66	前提条件の設定 (資本金比率)	エクイティの置き方は、BOT、BTOの如何に関わらず10%と置いているのは若干違和感がある。独立採算の場合であっても、すべて10%でよいのか。海外では、BOT案件の場合は30%という話もある。収入変動を伴う事業におけるエクイティの置き方をどのように考えればよいのか、難しいところだ。	ご指摘の通り、資本金額をどのように設定することが合理的かは事業内容により異なり、一律に適正規模を算出することは困難であると存じます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	
67	前提条件の設定 (資本金比率)	今回のシミュレーションにおいては、初期投資の1割を資本金としているとのことだが、JAPICのデータによればそこまで資本金を積んでいるSPCは少なく、そのほとんどが1,000万円である。資金需要の10%に対し、1,000万円の出資金と残額部分を劣後ローンで調達するというのが現実的な姿ではないか。単純に10%としてしまうと、市町村は資本金10%部分は返済する必要のない部分と認識してしまうため、その影響が懸念される。恐らくSPCの性格(構成員等)によって資本金の組み立て方も違ってくると思う。	ご指摘の通り、資本金額をどのように設定することが合理的かは事業内容により異なり、一律に適正規模を算出することは困難であると存じます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	
68	前提条件の設定 (資本金比率)	第1版と第2版において検討内容は異なるが、EIRR等の数字による事業性に対する検証や資本金の積み方等による民間事業者の対応においてそれを踏まえていない。同じ取扱いでいいのかと最も疑問に思う点である。リスクが少なければ1,000万円の資本金でもいいかもしれないが、温浴施設のように収入リスクがある事業では資本金を積み必要がでてくるかもしれない。開業準備に掛かる費用等も考えれば一律資本金が資金需要の10%というのは疑問である。実際、事業規模の大きいものも10%としてしまうと、非常に大きい数字になるため現実的には調達が難しいのではないかと。	ご指摘の通り、資本金額をどのように設定することが合理的かは事業内容により異なり、一律に適正規模を算出することは困難であると存じます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	
69	前提条件の設定 (資本金比率)	リスクとリターンに配慮した事業性評価への配慮がない。出資を一律10%と仮定してEIRR等の評価をしているが、一般的に株主拠出金全額を出資金とすることは少なく、出資金は少額とし残りの必要額を株主劣後融資(借入れ)とし必要拠出額を満すケースが多い。民間事業者としては、長期に亘り資金を寝かせることとなる資本金部分は小さくしたいだけでなく、最もリスクが高く、高いリターンを求める資本金部分を小さくすることでレバレッジを効かせ、EIRRを高めるなどの事業組成が通常である。	ご指摘の通り、資本金額をどのように設定することが合理的かは事業内容により異なり、一律に適正規模を算出することは困難であると存じます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	
70	前提条件の設定 (資本金比率)	「主な考え方」に記載されている通り、適正とされる資本金の額は事業の性格によりかなりの幅が生じる。これまでの実施事業をもとに、事業の性格により、どういった違いが生じているか解説していただくと非常に参考になる。	第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)におきましては、資本金額を設定する場合の考え方を記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。なお、本モデルでは、計算の便宜上、事業開始当初に必要な設備資金などの資金調達手段の一つとして資本金を充当する考え方に基づき、一律、資金需要額の10%を資本金額といたしました。	
71	前提条件の設定 (資本金比率)	EIRRの数値はどれぐらいを目途にしているのか。例えば、20%の利回りが期待されるなら出資するという外資系企業はあるかもしれないが、それが正しいPFIの姿かという疑問が生じる。	EIRRについては、事業の内容(特にキャッシュフローの安定性)に即してその時々々の経済・金融環境に応じた目標値を設定するべきであり、事業規模、事業内容からみて無理のない出資額を見込んで、10%程度を目安として設定することが妥当と考えております。EIRRの考え方については、第1次検討確定版の第5章5.1.4に記述していますので、ご覧ください。	
72	前提条件の設定 (割賦原価)	BOT事業で資産の償却期間と事業期間が異なることが懸念される。国税庁がリース取引として処理することが可能と発表したが、第1号案件がまだ出ていないため具体的にどうなるのか見通しがつかない。	本モデルでは、BOT事業においても、長期割賦販売等にかかる会計処理を行うものとしましたが、ご指摘の通り、平成14年12月17日国税庁回答「売買とされるPFI事業について」により、すべてのBOT案件が長期割賦販売等としての処理が認められたわけではありません。定められた要件を満たしているかについては、個別案件ごとに税務当局が判断することにご留意ください。	

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
73	前提条件の設定 (建中金利)	第2章 VFMの把握とシミュレーションモデル (建中金利について(P.33)) SPCから建設会社への支払条件にもよりますが、建設期間中にも工事費の支払いが発生することが一般的であり、SPCは建物竣工前から金融機関からローンの供与を受けるのが通常です。従って竣工前からSPCには支払金利が発生することになります。実際に借入を行わない場合にも金融機関へのコミットメントフィーが発生します。	本モデルは「簡易シミュレーションモデル」として開発したため、工事期間が1年である場合は建中金利の計算を行っておりません(工事期間が2年以上となる場合2年目から建中金利を見込むこととしております)。しかしながら、ご指摘の通り、工期が1年以内でも何らかの資金調達必要性が予想されるところであり、また、借入実行が行われなくてもコミットメントフィーが発生いたしますので、建設費に建中金利ないし金融費用が上乗せされることに留意する必要があります。その点は、第1次検討確定版の第2章2.3.2(4)に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるもので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
74	前提条件の設定 (公共負担管理費)	PFI方式を導入することで、公共側の事務量がかなり軽減されることになるが、これについてもVFMに反映させるべきである。管理している人間の事務量が減ることにより、その工数を他の作業に充てることが可能となり、結果として、住民サービスの質が上がるはずである。	公共の職員の人件費等については、一般的には対象とする事業に職員が専属で関わっているものではないため、切り出しが困難であり、今回の試算では、簡略化の観点から計上していません。	
75	前提条件の設定 (公共負担管理費、 モニタリング費)	P.33の公共負担管理費及びモニタリング費について、特殊性が高い事業においては、開業費がVFMに大きな影響を及ぼす。算定すべき費用の項目や算定する際の留意点などを記載する必要があると考える。	公共の職員の人件費等については、一般的には対象とする事業に職員が専属で関わっているものではないため、切り出しが困難であり、今回の試算では、簡略化の観点から計上していません。また、算定対象となる項目等は、事業により異なると想定されますが、事業規模によってはこれらの費用がVFM算定に与える影響も大きくなる可能性もあるため、実際の事業の検討にあたっては可能な限り把握、設定するよう、記述を追加しました。	第2章 2.6.1 2.6.2
76	前提条件の設定 (PFI導入費用、モニタリング費用)	第2章 VFMの把握とシミュレーションモデル (PFI導入費用及びモニタリング費用(P.33)) VFMの精度をあげるにはPFI導入費用とモニタリング費用をPSCとして計上する必要があると考えられます。	公共の職員の人件費等については、一般的には対象とする事業に職員が専属で関わっているものではないため、切り出しが困難であり、今回の試算では、簡略化の観点から計上していません。	
77	前提条件の設定 (モニタリング費)	PFILCCでモニタリング費用を計上していないことは懸念される点である。	公共の職員の人件費等については、一般的には対象とする事業に職員が専属で関わっているものではないため、切り出しが困難であり、今回の試算では、簡略化の観点から計上していません。	
78	前提条件の設定 (固定資産税)	第2章 VFMの把握とシミュレーションモデル (固定資産税について(P.34)) 建物の劣化に伴い、固定資産税評価額の低減が予想されるため、各年度の固定資産税額は漸減していく手法も考慮の必要があるかもしれません。	今回の試算では、簡便化のため、固定資産税及び都市計画税の算定に当たり前提となる固定資産税評価額は、初期投資額の7割としました。ご指摘の通り、本来であれば、建物の劣化に伴い固定資産税評価額及び都市計画税額は漸減していくものと考えられるため、実際のPFI事業の検討に当たっては、この点をご留意ください。なお、この点は、第1次検討確定版の第2章2.3.2(10)に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるもので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
79	前提条件の設定 (固定資産税)	固定資産税について建物の劣化に伴う固定資産税評価額の遞減を反映していないとのことだが、耐用年数等は法律で定められているので、定額法により反映してもいいのではないかと。BOO方式等も含めたシミュレーションであるし、実際に市町村等の視点から見ればこんなに固定資産税が入るのかと誤解される恐れがある。	今回の試算では、簡便化のため、固定資産税及び都市計画税の算定に当たり前提となる固定資産税評価額は、初期投資額の7割としました。ご指摘の通り、本来であれば、建物の劣化に伴い固定資産税評価額及び都市計画税額は漸減していくものと考えられるため、実際のPFI事業の検討に当たっては、この点をご留意ください。なお、この点は、第1次検討確定版の第2章2.3.2(10)に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるもので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
80	前提条件の設定 (固定資産税)	P.34にあるように固定資産税評価額を初期投資額の7割に設定した理由をご教示頂きたい。宅地であればおおよそ7割だが、建物の場合は簿価と同額にするという方法もあると考える。	今回の試算では、簡便化のため、固定資産税及び都市計画税の算定に当たり前提となる固定資産税評価額は、初期投資額の7割としました。ご指摘の通り、本来であれば、建物の劣化に伴い固定資産税評価額及び都市計画税額は漸減していくものと考えられるため、実際のPFI事業の検討に当たっては、この点をご留意ください。なお、この点は、第1次検討確定版の第2章2.3.2(10)に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるもので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
81	前提条件の設定 (リスク)	P.34に、リスクは積極的に保険料として計上したと記されているが、計上した保険商品の名称と保険料の算定方法をご教示頂きたい。	積極的に保険料として計上すべきと考えておりますが、実際には、保険料としての数値化が困難であったため、今回の試算においては、保険料は計上していません。	
82	前提条件の設定 (配当制限)	P.34の配当制限についての説明書きで、後段部分の記述のみとしてはどうか。毎期の利益を配当可能とすると、繰越欠損が消えてしまい、配当すれば商法違反になる。	利益の配当につきましては商法上の制限がございます(商法290条及び288条)が、本試算では、簡便化のため、毎期の利益を配当可能利益として計算しております。実際のPFI事業の検討に当たっては、実質配当可能額をもって計算することも検討することが望ましいと考えております。	

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
83	前提条件の設定 (配当制限)	VFM算定における配当金の位置付けをご教示頂きたい。配当IRRなどの指標を用いて何らかの評価を行っているのか。	利益の配当につきましては商法上の制限がございます(商法290条及び288条)が、本試算では、簡便化のため、毎期の利益を配当可能利益としてEIRRを計算しております。なお、実際のPFI事業の検討に当たっては、実質配当可能額をもって計算することも検討することが望ましいと考えております。また、EIRRについては、事業の内容(特にキャッシュフローの安定性)に即してその時々経済・金融環境に応じた目標値を設定するべきであり、事業規模、事業内容からみて無理のない出資額を見込んで、10%程度を目安として設定することが妥当と考えております。EIRRの考え方については、第1次検討確定版の第5章5.1.4に記述しておりますので、ご覧ください。	
84	前提条件の設定 (返済準備金積立)	返済準備金については省略しているということだが、これを積み立てることによって資金調達コストが上がるということを注記して欲しい。	返済準備金の積立により、資金調達コストが上がる点について、記述を追加しました。	第2章 2.6.2
85	前提条件の設定 (返済準備金積立)	総合リスク評価の度合いに関して金利を+1.0%から+2.0%としているが(報告書P.7)、この利率の評価が重要なファクターになるものと思われる。金利のほか、各種リザーブ(ジェネラルリザーブ、デット・サービスリザーブ他)の確保によるキャッシュフローを安定化させる方法を採用している場合等も考慮すべきである。	返済準備金の積立により、資金調達コストが上がる点について、記述を追加しました。	第2章 2.6.2
86	前提条件の設定 (地方交付税 交付金)	地方交付税を20年間見込むことは妥当なのか。	ご指摘の通り、地方交付税補填は理論計算ですが、多くの地方自治体においては、事業実施の判断に際して重要視している事項であるため、従来方式とPFI方式双方に理論値を収入として計算しております。	
87	前提条件の設定 (地方交付税 交付金)	地方交付税には個別施設に関連するものと総額でいくら、と出るものがあるが、ここでは個別施設に対するものか。また、PSCとPFILCCで想定しているものは同じなのか。	地方交付税補填のVFM算定への計上方法については、第1次検討確定版の第2章2.2.2(3)留意事項に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たりますので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
88	前提条件の設定 (地方交付税 交付金)	P.65及びP.121において、地方債の元利償還額の45%が交付税措置されると記されている。VFMを算定する際の計上方法をご教示頂きたい。	地方交付税補填のVFM算定への計上方法については、第1次検討確定版の第2章2.2.2(3)留意事項に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たりますので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
89	前提条件の設定 (消費税)	第2章 VFMの把握とシミュレーションモデル(消費税ローンについて(P.34)) SPCには消費税が課税されるため、実際の資金調達はインシャルコストに消費税分を加えた金額分必要となります。弊社では消費税分のキャッシュは消費税の還付が行なわれる年度まで短期で借入れる手法を取り入れております。試算の精度を上げるためには当該事項も考慮の必要があるかもしれません。	本モデルでは、消費税部分処理方法は、民間事業者の任意の方法によるものとして、簡易化の過程で記述を省略した点です。消費税部分の資金調達方法と税務処理に関しては、留意点として第1次検討確定版の第2章2.3.2(12)3)に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たりますので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
90	前提条件の設定 (事業期間)	第3章 個別事業算定結果 (技術革新と事業契約年数の関係について) 技術革新が頻繁に起こり得ると想定される事業については事業契約年数20年は長いと思慮されます。	事業期間の設定に当たっては、事業としての合理的な投資回収期間を考慮すべきであり、施設の減価償却期間が第一のメルクマールであると考えております。この他、事業環境の変動可能性(安定性)、事業の政策的ライフサイクル、資金調達の可能性等を総合的に検討する必要があると考えます。また、実際の事業においては、個別事業に即して、よりきめ細かい検討を行うことが必要です。	
91	前提条件の設定 (事業期間)	P.35記載の事業期間に関し、維持管理・運営期間を検討するに当たり、考慮する要素をもう少し網羅的に書いてほしい。	事業期間の設定に当たっては、事業としての合理的な投資回収期間を考慮すべきであり、施設の減価償却期間が第一のメルクマールであると考えております。この他、事業環境の変動可能性(安定性)、事業の政策的ライフサイクル、資金調達の可能性等を総合的に検討する必要があると考えます。第1次検討確定版の第2章2.3.3(4)において、さらなる記載をしておりますので、あわせてご覧ください。	
92	前提条件の設定 (事業期間)	P.35の事業期間について、利用料金収入が見込める事業においては、事業の早期供用がVFMに大きな影響を及ぼすケースも想定される。建設期間の短縮年数をパラメータとして感度分析を行う必要があるのではないのか。	VFMガイドラインにおいては、財務的収入・費用の比較によりVFMを把握することを前提としております。従いまして、VFMガイドラインにおいて「公共サービス水準を同一に設定」とするとは、そのサービスの提供の対価として同一の料金設定となる水準のサービスを意味していることと解されます。従来手法を採用した場合より施設が早期に供用を開始することにより得られる、サービスの対価としての収入及びサービス提供に要する費用の早期支出は、割引率を用いて現在価値に換算することにより、VFM評価に織り込まれることとなります。従いまして、公共サービス水準を同一に設定しましても、財務収入・費用比較においては、早期供用開始効果を評価していることになると考えます。また、早期供用開始による財務収入以外の社会的便益も存在するところではありますが、社会的便益まで対象範囲を拡大したVFMの算定方法はVFMガイドラインの対象とするところではなく、未だ、検討段階にあるものと考えられます。そのため、今回の検討におきましては、早期供用効果としての財務収入・費用以外の社会的便益については加味しておりません。	

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
93	前提条件の設定 (現在価値基準年)	P.36の現在価値基準年のところで、基準年の考え方が2通りあると書いてあるが、この2通りのどちらかということならば、建設初年度とするべきだと思う。あるいは、契約時点で資本金を積み立ててはならないので契約時が起点ではないか。	実際のPFI事業の検討に当たっては、他のマニュアル類との整合性、統一性を考慮した上で、適切と思われるタイミングに現在価値基準年を設定していただくことになります。	
94	前提条件の設定 (現在価値基準年)	P.36の現在価値基準年の検討に当たって考慮した他のマニュアル類とは何を指しているのかご教示頂きたい。	実際のPFI事業の検討に当たり、現在価値基準年について、他のマニュアル類との整合性を取る必要がある場合は、ご考慮ください。	
95	リスク調整	個別事業において、事業独自のリスクを民間に丸投げしている場合もあるようだが、公共が取っていたはずのリスクに関する部分なので、リスク調整費を算定に含める必要があると考える。	リスク調整は、定量化のために必要となる既存データの蓄積がないため、リスクの定量化は行っていません。リスクの定量化に関する考え方は、第1次検討確定版の第2章2.1.2(2)3)において記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
96	リスク調整	リスク調整額の算定が不明確である。キャッシュフローにおいて、考えられる潜在リスクを定量的に評価(10%のリスクが潜在するのであれば、10%分をコスト評価する必要がある。)する必要がある。	リスク調整は、定量化のために必要となる既存データの蓄積がないため、リスクの定量化は行っていません。リスクの定量化に関する考え方は、第1次検討確定版の第2章2.1.2(2)3)において記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
97	リスク調整	P.29のリスク調整費を省略することは納得できる。民間事業者のリスクコントロール費用と公共のリスクコントロール費用を考えた場合、公共は保険等を掛けていないことが多いので、把握が難しく実際の算定でも入れていないためである。むしろ、公共のリスクコントロール費用が不明のため入れないと言及した方がよい。	リスクを含めたPSCの把握は、今後の課題であると認識しており、第1次検討確定版の第2章2.4に今後の課題として記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
98	リスク調整	P.34 7行目、2.6.2「リスク」 PSC算定の前提条件として「リスク調整」を計上しない(P.29)のであれば、PFI方式のリスク項目において、「保険料」及び「民間借り入れの金利」の数値化は行うべきではないと考える。 PFI方式の場合のみリスクを定量化すると、その分だけPFI方式の収益性が悪化することになる。適切な民間へのリスク移転によりライフサイクルコストを削減させるPFIの本来の精神に対して、逆に作用しないためにも、公平なVFM算定を優先すべきではないか。	リスクを含めたPSCの把握は、今後の課題であると認識しており、第1次検討確定版の第2章2.4に今後の課題として記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
99	感度分析	第3章 個別事業算定結果 (感度分析について(P.31に関連)) 感度分析の際に、施設整備費の効率化ならびに維持管理・運営費の効率化がなされていますが、試算方法が不明瞭な点があると考慮されます。	算定の対象とされた事業に対し、PFI事業者が独自のノウハウを活用することにより、結果としてどの程度の経費削減を達成できるかについては、まず適切なリスク分担を確定させた上で、民間事業者にヒアリング等を行うことにより、その経費削減率が把握されるものであり、その過程を経ずに公共が一方的に定めることはできません。そのため、あくまでも例示として5%ないし10%刻みで感度分析を行いました。	
100	感度分析	BTOとBOTは、リスクプロファイルが違う。したがって、感度分析のパラメーターも変えるべきである。公共側には、公式にのせれば答えが自動的に出るものではないということをご理解いただきたい。	算定の対象とされた事業に対し、PFI事業者が独自のノウハウを活用することにより、結果としてどの程度の経費削減を達成できるかについては、まず適切なリスク分担を確定させた上で、民間事業者にヒアリング等を行うことにより、その経費削減率が把握されるものであり、その過程を経ずに公共が一方的に定めることはできません。そのため、あくまでも例示として5%ないし10%刻みで感度分析を行いました。その旨は、第1次検討確定版においても記述しておりますが、第2次検討版においても、改めて誤解のないよう注意を喚起します。	
101	感度分析	感度分析では、どの事業も削減率10%~20%との前提で計算をしているが、同じように削減率10%と言っても、事業規模によりその大きさが異なる。	算定の対象とされた事業に対し、PFI事業者が独自のノウハウを活用することにより、結果としてどの程度の経費削減を達成できるかについては、まず適切なリスク分担を確定させた上で、民間事業者にヒアリング等を行うことにより、その経費削減率が把握されるものであり、その過程を経ずに公共が一方的に定めることはできません。そのため、あくまでも例示として5%ないし10%刻みで感度分析を行いました。	
102	感度分析	感度分析でPSCの80%といった計算がなされているが、その80%という数値の妥当性が示されないと、単純にその数値を使われてしまう可能性があるため困る。	算定の対象とされた事業に対し、PFI事業者が独自のノウハウを活用することにより、結果としてどの程度の経費削減を達成できるかについては、まず適切なリスク分担を確定させた上で、民間事業者にヒアリング等を行うことにより、その経費削減率が把握されるものであり、その過程を経ずに公共が一方的に定めることはできません。そのため、あくまでも例示として5%ないし10%刻みで感度分析を行いました。その旨は、第1次検討確定版においても記述しておりますが、第2次検討版においても、改めて誤解のないよう注意を喚起します。	

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
103	感度分析	感度分析表において、横軸(施設整備費)と縦軸(維持管理費)として、従来公共施設事業との比較(×100%、90%、80%など)をされているが、これまでの実施事業を参考に、どのような要因で、90%、80%となるのかパターン分けすると参考になる。	算定の対象とされた事業に対し、PFI事業者が独自のノウハウを活用することにより、結果としてどの程度の経費削減を達成できるかについては、まず適切なリスク分担を確定させた上で、民間事業者にヒアリング等を行うことにより、その経費削減率が把握されるものであり、その過程を経ずに公共が一方的に定めることはできません。そのため、あくまでも例示として5%ないし10%刻みで感度分析を行いました。	
104	サービスの対価の支払方法	建設期間中の支出に対して出来高をすぐに支払ってもらえるのか、1~2年後にまとめて払われるのかによって、VFMは異なる。現在価値化の基準年の設定にも影響を受けるので、適切な設定をお願いしたい。	今回の試算においては、いずれの対象事業も建設費は、サービスの対価の形で維持管理・運営期間にわたり平準化して支払うものと想定しています。	
105	独立採算事業	独立採算事業の評価は、民間側の事業採算が取ればよいということだが、英国でもVFM評価はあまり行われていない。独立採算事業は評価が難しいと思われる。	独立採算事業の評価基準は多様であり、事業ごとに判断する必要があることを記述しておりますが、今回は多様な事業を同一の基準で評価する観点で、事業採算基準を採用しました。	
106	独立採算事業	P.19の【図2.2: 利用料金収入のある事業】に市民とあるが、利用料金支払いは受益者なので、「市民」の箱の中にさらに「受益者」という箱を設定しては如何か。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	第2章 2.2.1 2.2.2
107	独立採算事業	P.19の【図2.2: 利用料金収入のある事業】については、指定管理者制度を使う場合はこのようになるけれども、使えない場合もある。	ご指摘を踏まえ、記述を補足しました。	第2章 2.2.2
108	独立採算事業	P.23の2.3.2に、利用料金収入のみを収入とするPFI事業はすべて独立採算事業のような記載がされているが、必ずしもそうとは言い切れない。過度の需要リスクを民間事業者が負うような場合は、サービス購入型にするという考え方もある。	ご指摘を踏まえ、記述を補足しました。	第4章 4.1
109	独立採算事業	P.23の2.4(1)に「需要変動は天候や流行、あるいは周辺事業環境の変化など、事業者のコントロール不可能な原因によって引き起こされる場合も多い。」とあるが、最近では、天候はファイナンシャルにヘッジすることが可能になっている。当該記載における「天候」は削除した方がよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	第2章 2.4 (1)
110	独立採算事業	P.24の2.4(1)に、「PFI事業者の負担する需要変動リスクがあまりにも大きい場合には、安定化方策として、PFI事業者が負担する費用の一部をサービスの対価として公共部門が支払うという事業スキームに変更することも必要であろう。」とあるが、政策目的、意図があり、その事業を官がやらなければならないということが明確になったところで、はじめて安定化方策をとることになる。	ご指摘を踏まえ、記述を補足しました。	第2章 2.4 (1)
111	独立採算事業	P.24の2.4(2)に、「需要変動リスクの適切な見積りの前提として、基準となる需要見通しが適切に設定されている必要がある。」とあるが、「適切に設定されていることが望ましい。」程度の記載に留めておいた方がよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	第2章 2.4 (2)
112	独立採算事業	P.24の2.4(2)に、「事業スキームの構築や事業者選定に当たって、事業者側において需要見込みの「背伸び」現象が起こらないような配慮ないし工夫が必要」とあるが、こうした擦り合わせ作業は、現在の入札の仕組みの中ではやりにくいのが現状である。	ご指摘を踏まえ、記述を補足しました。	第5章 5.2 (1)
113	独立採算事業	背景の部分に指定管理者制度に関する法改正への言及が必要ではないか。P.19の資金の流れはこの法改正がなければできなかった。そのことについて、自治体によってはよく理解していないところがあるので、法改正に関する注釈がなくこうした事業形態が書いてあると特に指定管理者制度を活用しなくてもこうした事業が可能であると受け取られかねない。	ご指摘を踏まえ、記述を補足しました。	第2章 2.2.1 2.2.2
114	独立採算事業	特に国の場合、個別法で対応しなくてはならないため、料金収入を国の収入とすることが難しい場合があると思う。その部分について言及する必要があるのではないか。	ご指摘を踏まえ、記述を補足しました。	第2章 2.2.1 2.2.2
115	独立採算事業	国が直轄する事業と地方が直轄する事業では異なる。この報告書は地方公共団体の人が見る人が多いと思われるが、そうすると公の施設等の絡みも出てくる。そうすると国が直轄する事業の場合と、地方が直轄する事業の場合の2つのパターンを設定する必要があるかもしれない。	ご指摘を踏まえ、記述を補足しました。	第2章 2.2.1 2.2.2
116	独立採算事業	P.164の表 参-2は、同じ複合施設を分ける意味があるのか。	「複合施設」を「施設」に修正しました。	第4章 4.3 (1)

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
117	独立採算事業	P.17の図の表記に関し、財政負担の主体が、特定の公共サービスを享受する市民だけではなく税を負担する全ての市民と考えるという理解でよいか。	ご指摘を踏まえ、記述を補足しました。	第2章 2.2.1 2.2.2
118	独立採算事業	「利用料収入のみがPFI事業者の収入である事業の場合に、VFM算定ができないので、IRRの大小で判断する」との説明がされているが、IRRはSPCの収益率であり、単純にこれをもって、事業を評価すべきではない。VFMは、サービスの質であるべき。	従来型で実施する場合と同じ利用料金の下で、事業として成立するだけの収益水準と安定性(余裕度)を有していれば、事業を効率的かつ効果的に実施することができ、余裕分をサービスの質の向上に振り分けられると考えております。	
119	SPCの設立	おおもとの議論として、やはりSPCを設立するメリットは、事業の継続性確保と倒産隔離にあると思う。20年にわたりお金がかかる企業というのは、日本でも数社しか考えられない。スポンサーが潰れても事業が回るということが大事であるので、長期に及ぶ事業であればSPCを設立する方が望ましいだろう。ただし、事業期間が短い事業であれば、その限りではない。	SPCの設立の意味については、第1次検討確定版の第2章補論5に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
120	保険総論	今後のPFIを考える場合、土木系PFIは民間事業者のニーズが多いと思われる。ただし、リスクの考え方についての整理ができていないと難しい。土木事業をPFIで行った場合、日常管理をしていないのに責任だけを国が取ることできないという議論があると思うが、民間ではとて取れるリスクではない。一定部分以上に関しては国がリスクを取る必要があるだろう。また、土木リスクに関する保険の金額には限定がある。保険についてももっと検討する必要があるだろう。	官民リスク分担の最適化及び保険によるリスクヘッジ(リスク転嫁)の設定は、今後の課題であると認識しており、第1次検討確定版の第2章2.4に今後の課題として記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
121	PFIと保険	リスクの定量化に関連してPFILCCには保険料を入れ、PSCには入れないということだが、仮に民間事業者だけがリスクをそのように金銭化しているとしても、比較する際の条件を合わせるために、公共に入れられないならば民間も計上しないべきではないか。シミュレーションを作成している国土交通省は良いが、地方公共団体がこれを見て事業を検討する際にきちんと費用を計上しない恐れもあるので、省略している理由等を記載すべきであると考え。	リスクを含めたPSCの把握は、今後の課題であると認識しており、第1次検討確定版の第2章2.4に今後の課題として記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
122	PFIと保険	PSCとPFILCCの比較に関し、PSCにはリスクを計上していないのにPFILCCには計上している場合があり、アンバランスとなっている。公共が実施しても民間が実施しても、事業のリスクはおもとのところでは変わらないはずである。施設によってはリスクが異なるかもしれないが、契約者が異なるからといってリスクが変わる訳ではない。	リスクを含めたPSCの把握は、今後の課題であると認識しており、第1次検討確定版の第2章2.4に今後の課題として記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
123	PFIと保険	民間でも、事業者によっては、保険を付保する部分が異なるが、そもそもリスクというものは、顕在化しているか、いないかだけの違いである。理論的には、公共と民間、どちらがリスクを取っても同じことである。リスク計上については、公共・民間両落としにしてもよいのではないか。	リスクを含めたPSCの把握は、今後の課題であると認識しており、第1次検討確定版の第2章2.4に今後の課題として記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
124	PFIと保険	マーケットリスクについて、保険でカバーするのは困難である。天候リスクであれば、場合によっては対応ができる。例えば、天候リスクで、降雨量を設定して保険を考えることは可能であり、天候デリバティブをアレンジしたこともある。統計的な事象でデータ処理ができるものについては、保険での対応が可能であるが、その他のマーケットリスクに関しては難しい。	需要リスク(マーケットリスク)と保険の関係については、記述を追加しました。	第2章 2.4 (1)
125	PFIと保険	保険は、大数の法則に則してリスクを取るため、固有のリスクに関しては取りにくい。例えば、火災リスクはどんな事業にも発生するものなので問題はない。しかし、あるマリナ地区における係留者ということであれば、人口密度や立地条件等は、その地区固有のリスクであり、分散できない。	保険料の定量化は、ご指摘の通り、立地や事業内容等の詳細な分析が必要であるため、限界があるかと考えます。リスク分担及び保険によるリスク転嫁については、第1次検討確定版の第2章2.4.3及び補論2に記載しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
126	PFIと保険	通常自然災害については保険の支払いの対象となっているが、護岸等、土木PFIに関するリスクを取ることは難しい。土木構造物の保険は大赤字であり、2~3億円を上限とするなど、リミットをかなり押さえて引き受けているのが実情である。土木リスクというのは、火災リスクと異なり、危ない状況にある人しか掛けないものである。土木構造物保険(主に水害)は、マーケットが極めて小さい。土木リスクは、一旦リスクが顕在化すれば、小損害ということもあり得ない。顕在化しないか、それとも大損害かどちらかである。土木PFIをBOTで行おうとするのであれば、民間事業者のリスクはとて大きなものとなる。	リスク分担及び保険によるリスク転嫁については、第1次検討確定版の第2章2.4.3及び補論2に記載しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
127	PFIと保険	自然災害の場合、例えば施設賠償責任等のように、既存の法律上の責任所在がはっきりしているのであれば、保険は付保しやすといえる。どこまで責任が課されるかがポイントとなるだろう。通常、予期せぬ部分に対しては責任はないと考える。	リスク分担及び保険によるリスク転嫁については、第1次検討確定版の第2章2.4.3及び補論2に記載しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
128	PFIと保険	市町村レベルで道路に賠償責任保険をかけている例は多いが、通常、公共が管理している河川や護岸に保険をかけているという話はほとんど聞いたことがない。自然災害に関しても、現在の公共工事では、安全な部分には保険をかけようとならない。それに、当該施設等の状況(安全性)については、保険会社より、保険をかける側の方がよく知っている。	リスク分担及び保険によるリスク転嫁については、第1次検討確定版の第2章2.4.3及び補論2.1に記載しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
129	リスク分担総論	土木系PFIが日本で広まらないのは、日本固有の条件があるからかもしれない。自然災害の多さや用地買収リスク等、海外とは条件がかなり違うと思われる。そのような中でのリスク分担のあり方を検討する必要があるだろう。	官民リスク分担の最適化及び保険によるリスクヘッジ(リスク転嫁)の設定は、今後の課題であると認識しており、第1次検討確定版の第2章2.4に「今後の課題」として記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
130	リスク分担総論	PFI事業として実施する意味としては、民にリスクを丸投げするのではなく、ある程度公共もリスクを取るという考えが必要であると思う。また、民間事業者がリスク分担表をきちんと読み取れるかといった面も非常に重要である。	官民リスク分担の最適化及び保険によるリスクヘッジ(リスク転嫁)の設定は、今後の課題であると認識しており、第1次検討確定版の第2章2.4に「今後の課題」として記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
131	リスク分担総論	PFI事業では、行政当局と合意していても、議会で否決されれば事業が成立しない可能性があることが懸念される。	議会は行政当局から独立した判断を行うことによるもので、政治リスクを構成する要素の一つと考えられます。	
132	リスクの感度分析	★の数のつけ方等、どういう基準でリスクを評価しているのかを明確にして頂きたい。	金利は、債務者が負担する事業リスクに応じて定まるものと存じます。従いまして、事業の内容に応じて設定するべきであります。簡易モデルとして3段階の設定にとどめたところであります。しかしながら、どの程度の金利を設定するかは、その時々金融環境により変化し得るもので、固定的、絶対的な基準ではありません。金利設定の考え方及びリスクブライジングの考え方は、第1次検討確定版の第2章2.3.3(7)及び補論1.1に記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
133	リスクの感度分析	リスク対応は、リスクの高い事業に金利の上乗せをするという方法ではなく、資本で補填していくべきではないかという議論もある。確かに最終的な民間事業者のバックアップは資本であるが、それにも限界があるため、ある程度はファイナンスのところで仕立てるしかない。	ご指摘の通り、リスクの大きさに応じて、必要とされる資本金額等が変動する可能性があり、VFM算定への影響があることが考えられます。この点は、第1次検討確定版の第2章2.3.3(3)に記載しております。	
134	リスクの感度分析	土地の瑕疵リスクなど、出てくればアウトだが、事前に調べればこうしたものは判明するし、なんとかなる。そういう意味で、影響度は100なのだが、発生確率は0に近く、全体としてリスクの重みは0である。一方で、発生確率は100なのだが、影響度は0に近いのも同じくリスクの重みは0と言える。総体で見たときにリスクをどう扱うか。今回の検討で採用したようなリスクのVFMへの反映の仕方は一般的ではないと思うが、それ以外のやり方が思いつかないのでは止むを得ないかと思う。	ご指摘の通り、リスクの評価は影響度と発生確率の積により何らかの形で定量的に検討することが望ましいと考えております。	
135	リスクの感度分析	P.24の(3)操業リスクの負担において、「需要変動リスクは市場動向の適切な把握と分析により金利設定に反映可能なリスクであるが、プラントの操業リスク等は金融機関の立場では把握しがたいリスクであるため、金利設定への反映は難しい。」という一文があるがこれはあくまでも金融機関の見方であって、事業会社等の見方ではない。そういった意味で今回の検討の趣旨にはそぐわないのではないかと。	プラント事業等で、かつ、確立されていない技術を活用する事業については、金融機関はいくら金利を高くしても貸せるものではないという話も聞いております。そのため、VFM算定の留意事項の1つとして、金融機関の見方について記載しました。	
136	リスク分担各論(環境リスク)	P.44 リスクNo.12「環境リスク」だが、これは通常、公共が取るべきではないか。決められた立地条件で事業を行うために発生するリスクであり、避けられない。場所が決まっているのだから、事業を選定した公共のリスクだと思われる。PFIになると民間に移転されてしまう代表的なリスクではあるが、民間事業者は、騒音、振動、有害物質の排出に関しては、通常の公共工事で守らなければいけない範囲を守って行うものである。異常値が出てしまった場合は、それは事業の内包するリスクであり、民間の取るリスクではない。	民間事業者のノウハウにより対応が可能と考え、このようなリスク分担としました。ただし、実際の事業化に当たっては、民間事業者のリスク負担が過大とならないよう、PFIを導入する事業の内容に応じて、事業主体と事業者の間で、意見聴取等を通してリスク分担についての調整が行われるものと考えております。	
137	リスク分担各論(金利変動リスク)	SPCが金利変動リスクを回避するためには、事業契約の金利決定時期と融資契約の金利決定時期を合わせる必要があります。	金利の決定日については、第1次検討確定版の補論1.(3)に、「金利の決定日について」として、記載しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
138	リスク分担各論(金利変動リスク)	P.45のリスクNo.18・19「金利変動リスク」に関連し、金利の基準日を早い時期に設定されてしまうと困る。SPCの借入れが固定すれば、金利の基準日が早くても問題はない。ただ、落札時の固定は無理である。金利の一番安いときに固定するのが公共にとってもメリットであると考えられるので、もう少し自由裁量を認め、お互いが納得する時点で固定する等、柔軟性が望まれる。基準金利の設定は、開業時に固定するのが合理的だと思われる。リスクNo.18・19「金利変動リスク」の書き振りは誤解を招くと思われるため、もう少し柔軟な書き振りにした方がよいだろう。	金利の決定日については、第1次検討確定版の補論1.(3)に、「金利の決定日について」として、記載しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
139	リスク分担各論 (金利変動リスク)	金利変動リスクについて 国の案件において、金利の固定時期が融資実行の1年以上前というケースが見られます。 入札の段階で、先物の先物の金利変動リスクを見込むことは事業者にとって大きな負担になるだけでなく(当然、金融機関も当該リスクは負担することは困難です。)、官側に取っても過大なコストアップに繋がります。(事業者は、当該リスクを保守的に見積もった場合、余計な金融コストがかかります。)金利の確定時期は融資実行(施設引渡し時)のタイミングにして頂けるよう要望いたします。	金利の決定日については、第1次検討確定版の補論1.(3)に、「金利の決定日について」として、記載しています。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	
140	リスク分担各論 (技術進歩リスク)	第3章 個別事業算定結果 (技術進歩リスクについて) 技術進歩リスクについて、建設段階は公共負担、運営段階では公共と民間が共同負担となっていますが、技術革新の可能性が高い運営段階こそ、公共負担とするべきと思慮されま	民間事業者のノウハウにより対応が可能と考え、このようなリスク分担としました。ただし、実際の事業化に当たっては、民間事業者のリスク負担が過大にならないよう、PFIを導入する事業の内容に応じて、事業主体と事業者の間で、意見聴取等を通してリスク分担についての調整が行われるものと考えております。	
141	リスク分担各論 (その他の変動リスク)	その他の変動リスクについて その他の変動リスクについて、民間側でコントロールできないものは、すべて官側で負担して頂くようお願い致します。	官民リスク分担の最適化は、今後の課題であると認識しており、第1次検討確定版の第2章2.4に「今後の課題」として記載しております。第2次検討は、第1次検討確定版の続編に当たるものですので、第1次検討確定版とあわせてお読みください。	